

山口県報

平成 23 年
2 月 8 日
(火曜日)

目次

告示

保安林予定森林(岩国市)(森林整備課).....

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課).....

公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....

県営山代の郷地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....

防府都市計画道路事業の施行(都市計画課).....

教委告示

山口県指定有形文化財の指定.....

山口県告示第五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年二月八日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

- 岩国市錦町宇佐郷字高畑四二六、四二八、四二九、四三二、四三三の一、四三三の二、四三三、四四一、四四四、字岩角四九六、字田代一八九四、一八九五、一八九七、一八九八の二、一八九九の二、一八九九の三、美川町南桑字足谷三七〇六の一、

- 三七〇八、四四九の二、字森ヶ谷三七一〇、三七一五、三七二四の一、三七二四の二、三七二六、三七二九、四四九の二、四五三二の一、四五三七、四五三八、四五四〇の一から四五四〇の三まで、四五四三の一、四五四三の二、字新の地三七一四、四六二九から四六三三まで、四六三四の一、四六三九の一、四六三九の二、四六四〇、四六四一、四六四四、四六四七、四六四八、字本浴三七三二から三七三三まで、三七三九、字西ヶ谷三八四三、字敷ヶ迫三八五八、三八五九、三八六二、字森ヶ谷四五二七、四五二九、四五三〇の一、字西ヶ谷四六二六、四六二八の一、四六二八の二、字敷ヶ迫四六四九の一、四六四九の二、四六五〇から四六五二まで、四六五五、四六五八、四六七七、四六七八、字下も谷四六八〇、四六九二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市錦町宇佐郷字高畑四二八・四三二・四三三の一・四三三・字岩角四九六・字田代一八九四・一八九五・一八九七・一八九八の二・一八九九の二・一八九九の三・美川町南桑字足谷三七〇六の一・字新の地四六四七(以上二三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十三年二月八日

山口県知事 二井 関成

一 届出事項
 加入区 住 発 起 所 氏 名
 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

牛島加入区 光市大字牛島八九四 尾前 喜平 山口県漁業協同組合
 " " 八六六 中原 新吾

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
 牛島加入区 平成二十三年二月八日から同年二月二十二日まで 山口県漁業協同組合



(二七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年二月八日から同年六月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年二月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 二トリ宇部店
 所在地 宇部市大字妻崎開作二四〇の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社二トリ 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇 似鳥 昭雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	(仮称)二トリ宇部店	二トリ宇部店

四 届出年月日

平成二十三年一月二十六日

五 変更年月日

平成二十三年一月二十七日

(二八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年二月八日から同年六月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年二月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 二トリ宇部店
 所在地 宇部市大字妻崎開作二四〇の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社二トリ 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇 似鳥 昭雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の自動車の出入口の数	三箇所	四箇所

四 届出年月日
 平成二十三年一月二十六日

五 変更年月日

平成二十三年一月二十七日

(二九) 県営山代の郷地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
 県営山代の郷地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項にお
 いて準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営山代の郷地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年二月九日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三〇) 防府都市計画道路事業の施行

防府都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条
 第一項の規定による告示(平成二十三年中国地方整備局告示第三号)があったので、次
 のとおり公告します。

平成二十三年二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画事業の種類及び名称

防府都市計画道路事業三・三・一環状一号線

防府都市計画道路事業三・四・四十松崎牟礼線

二 施行者の名称

山口県

三 事務所所在地

山口市滝町一番一号

四 事業地の所在

防府市牟礼柳、牟礼今宿二丁目及び大字牟礼地内



山口県教育委員会告示第一号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、
 次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成二十三年二月八日

山口県教育委員会

名	称	員	数	所	在	の	場	所	所	有	者																		
手鑑「筆陳」		二	帖 <small>じょう</small>	下	関	市	長	府	川	端	一	丁	目	二	番	五	号	下	関	市	立	長	府	博	物	館	下	関	市

平成二十三年二月八日印刷
発行

発行
行人所

山口県知事
山口市